

成年後見利用促進事業の実施に関する協定書

民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業対象者）

第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
- (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。）及び審判の取消し申立の続き支援
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
- (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
- (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
- (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業

（実施方法）

第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

- 2 前項の委託に際して、半田市を幹事市町とし、委託事務を行うものとする。
- 3 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、半田市及び知多市の2か所に置くものとする。

4 成年後見センターは、事業実施のために、前項の各事務所に、常勤職員2人以上を配置するものとする。ただし、その内の1人は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる職員とする。

5 成年後見センターは、前項ただし書の職員については、事前に、履歴を記した書面を作成して、第5条に規定する運営委員会に諮るものとする。

6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運営適正化委員会を設置するものとする。

7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況になつた者とする。

(事業費及び負担金等)

第4条 関係市町の負担金に係る事業に要する経費（以下「事業に要する経費」という。）は、関係市町にて、次の方法により按分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の70

受任件数割 100分の20

(2) 前号の人口割における人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数とする。

2 事業に要する経費及び前項に基づき算定した関係市町ごとの負担金は、第5条に規定する運営委員会に毎年度諮り決定するものとする。

3 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。

4 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までに行うものとする。

5 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条

本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに関係市町から解約の申出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後も同様とする。

2
その他)

関係市町が本協定の解約を申し出る場合は、前条に定める運営委員会で協議するものとする。

第7条

関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

第8条

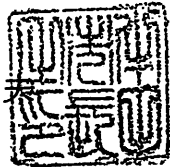
協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成26年

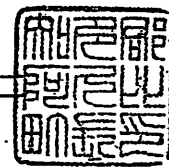
4月1日

半田市

半田市長 榊原純夫

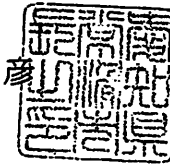


阿久比町長 竹内啓二



常滑市

常滑市長 片岡憲彦



東浦町長 神谷明彦



東海市

東海市長 鈴木淳雄



南知多町長 石黒和彦



大府市

大府市長 久野孝保



美浜町長 山下治夫



知多市

知多市長 宮島壽男



武豊町長 初山芳輝



別表1(第4条第1項)

事業に要する経費(関係市町の負担金に係る事業に要する経費 39,111 千円)

区分	金額 (千円)	積算項目 (千円)	摘要
収入	48,171	39,111	5市5町委託金
		9,000	後見報酬
		60	実費参加費 1,000 円×60人
人件費	39,308	正規職員(9人) 33,840	6,900,000 円×1人、3,700,000 円×1人、 3,590,000 円×1人、3,510,000 円×1人、 3,360,000 円×1人、3,180,000 円×1人 3,800,000 円×2人、2,000,000 円×1人
		非正規職員 5,468	事務員・支援員(平均単価 800 円×6,835 時間) ※6,835 時間の根拠:平成 24 年度臨時職員勤務時間 数 4,272 時間に H22~H24 の受任件数の伸び率 1.6 倍 とする。
支出 物件費	8,863	専門家顧問料 600	弁護士 360,000 円、税理士 120,000 円、社労士 120,000 円
		運営適正化委員会 運営費 80	謝礼交通費 5,000 円×4人×4回
		啓発事業費 600	啓発フォーラム 50,000 円、サポーター養成講座一 式 400,000 円、支援員養成講座 150,000 円
		裁判所申立経費 700	印紙・切手・鑑定預託金・証明書発行手数料・診 断書 70,000 円×10人
		研修費 94.3	職員研修
		車両賃借料 1,978.2	2台×12月×29,925 円、5台×12月×21,000 円
		保険料 118	賠償責任保険、傷害保険、受託者賠償保険料
		旅費交通費 878	ガソリン代、通行料・駐車料金
		通信費 977	固定電話、携帯電話(新規正規職員分3台増)、 インターネット、郵送料
		事務用設備費 743.7	電話、FAX、コピー(リース料)、パソコン3 台(新規正規職員分)
		後見事務費 65.52	貸金庫利用料
		消耗品・印刷費 475	紙、インク、その他消耗品
		租税公課 905	消費税(8%)、法人税
		訴訟対策費 300	
事務所賃借料 348	29,000 円×12月(知多後見事務所)		
合計	48,171		

(摘要) 区分間、項目間の流用を認めるもの。

別表2(第4条第3項) 関係市町ごとの負担金

市町名	人口 H25.4.1 現在 (人)	均等 割 (A) 事業に要する経費の10% 3,910 (千円)	人口割 (B)			受任件数割 (C) 事業に要する経費の20%				関係市 町ご との負担 金 (A)+(B) +(C) (千円)
			事業費に要する経費の70%+ 均等割の端数+受任件数割の 端数 27,377.7+1.1+0.2 (千円) →27,379 (千円)			7,822 (千円)				
			調整前 算定値	調整用 算定値	調整後 算定値	受任 件数 H25. 4.1 現在 (件)	調整前 算定値	調整用 算定値	調整後 算定値	
半田市	119,409	391	5,238	5,237.78	5,238	43	1,594	1,594.06	1,594	7,223
常滑市	56,826	391	2,493	2,492.62	2,493	24	890	889.71	890	3,774
東海市	111,256	391	4,880	4,880.15	4,880	28	1,038	1,037.99	1,038	6,309
大府市	87,836	391	3,853	3,852.85	3,853	16	593	593.14	593	4,837
知多市	85,822	391	3,765	3,764.51	3,764	33	1,223	1,223.35	1,224	5,379
阿久比町	27,058	391	1,187	1,186.88	1,187	14	519	519.00	519	2,097
東浦町	50,201	391	2,202	2,202.02	2,202	38	1,409	1,408.70	1,409	4,002
南知多町	19,960	391	876	875.53	876	5	185	185.36	185	1,452
美浜町	23,216	391	1,018	1,018.35	1,018	5	185	185.36	185	1,594
武豊町	42,593	391	1,868	1,868.31	1,868	5	185	185.36	185	2,444
合計	624,177	3,910	27,380	27,379	27,379	211	7,821	7,822	7,822	39,111

<端数調整の算定方法>

- 1 関係市町が負担する均等割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定する。関係市町の均等割負担額の合計は、事業に要する経費の10%の額内で最も10%の額に近くなるようにするものとする。
- 2 関係市町が負担する受任件数割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は四捨五入するものとする。関係市町の受任件数割負担額の合計は、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近くなるようにするものとする。

ただし、この算定で、関係市町の受任件数割負担額の合計が、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額に満たないときは、切り捨てられた端数の大小を勘案し、大であるものから順次切り上げとする処理を行い、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額となるよう調整する。また、関係市町の受任件数割負担額の合計が、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額を超えるときは、切り上げられた端数の大小を勘案し、小であるものから順次切り捨てとする処理を行い、事業に要する経費の20%の額内で最も20%の額に近い額となるよう調整する。

- 3 人口割は、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額とする。関係市町が負担する人口割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は四捨五入するものとする。

ただし、この算定で、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額に満たないときは、切り捨てられた端数の大小を勘案し、大であるものから順次切り上げとする処理を行い、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額となるよう調整する。また、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額を超えるときは、切り上げられた端数の大小を勘案し、小であるものから順次切り捨てとする処理を行い、事業に要する経費の70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額となるよう調整する。